

5月31日から県庁舎敷地内全面禁煙を実施

作成年月日	令和5年5月31日
作成部局	総務部職員局

- 令和5年4月1日から県職員は勤務時間中（休憩時間を除く）禁煙
- 庁舎内のたばこ販売を中止、本庁舎内喫煙場所も段階的に縮小（7→3箇所）
- このたび、世界禁煙デーとあわせ、**5月31日から、喫煙場所を全廃、県庁舎敷地内全面禁煙を実施**

《県庁舎敷地内での喫煙》

		～令和5年3月31日	令和5年4月1日～5月30日	令和5年5月31日～
県職員	勤務時間内	○	×	×
	休憩時間・勤務時間外	○	○	敷地内全面禁煙
県庁舎での喫煙場所		特定屋外喫煙場所	特定屋外喫煙場所 (段階的に集約)	敷地内全面禁煙

《参考》これまでの県の取組み

- 「受動喫煙の防止等に関する条例」の制定（H24）
- 令和3年度兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告に基づく、県としての率先的な取組みへの対応

【検討委員会報告書（抜粋）】

- ① 庁舎の敷地内全面禁煙に向けて、屋外喫煙区域の設置を見直すこと。
- ② 在宅勤務を含め、勤務時間については禁煙とすること。
- ③ 庁舎内でたばこを販売しないこと。

【問い合わせ先】

- （県職員の禁煙について）
総務部職員局職員課管理班 電話：078-362-3121（内線2585）
- （県庁舎敷地内禁煙について）
総務部職員局管財課管理班 電話：078-362-3110（内線2546）

5月31日から県庁舎敷地内全面禁煙を実施

2号館4階の元喫煙スペース(廃止のアナウンスを掲示)

